

公 告

栃木地方労働審議会の公開について

標記の会議を下記のとおり公開いたします。

傍聴を希望される方は、審議会会場受付に直接ご来場ください。

記

1. 日 時 令和7年11月26日（水）13時30分から
2. 場 所 株式会社日本ハウス・ホテル&リゾートホテル東日本 2階「孔雀」
宇都宮市上大曾町492-1
3. 議 題 (1) 会長及び会長代理選出
(2) 栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正
(3) 令和7年度労働行政の推進状況
(4) その他
4. 傍 聴 者 10名以内
5. 公開要領
 - (1) 当日は審議会の開始10分前までに会場にお越しいただき、傍聴申込名簿に氏名等をご記入ください。入室は5分前からとなります。
 - なお、審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
 - (2) 当日は、ご本人であることを確認させていただく場合がございますので、ご本人であることが確認できるもの（免許証等）をお持ちください。
 - (3) 会場の収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない場合がありますので、予めご了承ください。
 - (4) 傍聴される方には、傍聴整理券を配布いたします。
 - (5) 傍聴される場合には、別紙の遵守事項を遵守してください。
6. その他
お車でお越しの場合は、会場駐車場が少なく会場に駐車できないことが予想されますので、時間に余裕をもってお出かけください。

栃木地方労働審議会

事務局：栃木労働局 総務部 総務課

Tel 028（634）9111

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の椅子に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等、音の出る機器の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・ボイスレコーダー等の使用は御遠慮ください。
※ボイスレコーダー等には録音できる機器（携帯電話等）も含む
- 5 静粛を保ち、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刃類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び栃木地方労働審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場させることがあります。

栃木地方労働審議会

事務局：栃木労働局 総務部 総務課

Tel 028(634)9111